

インバランス収支計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	13,055	営業収益	13,061
地帯間購入電源費	2,593	地帯間販売電源料	2,394
他社購入電源費	303	他社販売電源料	-
(インバランス対応取引費用)	(-)	(インバランス対応取引収益)	(-)
(インバランスの買取りに係る費用)	(303)	託送収益	673
社内取引費用	10,158	接続供給託送収益	673
(インバランス対応相当額取引費用)	(3,504)	(インバランスの供給に係る収益)	(673)
(インバランスの買取相当額取引費用)	(6,654)	(インバランスリスク料に係る収益)	(0)
		社内取引収益	9,994
		(インバランス対応相当額取引収益)	(4,279)
		(インバランスの供給相当額取引収益)	(5,714)
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	(0)
営業利益 (又は営業損失)	5		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- インバランス収支計算書の作成に関する会計方針 (重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額 (ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。なお、平成29年度における確定額は、営業費用13,231百万円 (地帯間購入電源費2,593百万円、他社購入電源費345百万円、社内取引費用10,293百万円) 及び営業収益13,331百万円 (地帯間販売電源料2,394百万円、託送収益674百万円、社内取引収益10,263百万円) である。
インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バラシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。
- インバランスの供給に係る電力量 (kWh) 及びインバランスの買取りに係る電力量 (kWh)
インバランスの供給に係る電力量は688百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は776百万kWhである。また、平成29年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は709百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は791百万kWhである。
- インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号) 第21条第2号に掲げる額を記載すること。